

エコアクション21

令和5年度環境経営レポート

(対象期間:令和5年4月～令和6年3月)



株式会社 エックス都市研究所

EX Research Institute Ltd.

Environmental and Regional Planning, Research and Consulting

作成日:令和6年8月1日

目 次

序（取組みの概要）

1. 組織の概要、対象範囲他
2. 環境経営方針
3. 環境経営目標
4. 環境経営計画
5. 実績
6. 環境経営計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容
7. 環境関連法規等の遵守状況他
8. 代表者による全体評価と見直し・指示

序（取組みの概要）

当社は平成22年12月14日にエコアクション21認証・登録を完了し、その後も引き続き、PDCAサイクルに基づき環境マネジメントの取組みを継続し、10ヶ年以上が経過している。

本社について、社員の増加に伴い平成27年12月から本社近傍に分室を設置し、一部役員・一部部署が移動していたが、平成30年8月末に本社を増床し、分室を廃止して本社に統合している。

支店について、平成24年4月に開設した大阪支店では、本格活動（平成25年1月の事務所移転）を機に、25年度から正式に認証・登録の範囲に含め、環境負荷のデータ等活動内容を全社分に組み入れている。

事務所について、平成24年10月に東北事務所、平成25年3月に中部事務所、4月に室蘭事務所、平成27年11月に九州事務所、令和元年8月に福島事務所、さらに令和2年3月には室蘭事務所を廃止し、北海道事務所を開設した。各事務所に常駐者を置いている。

なお、平成27年12月の中間審査以降は、地方事務所も認証・登録の対象に加えている。

当社は、テナントビル内で「都市・地域社会」、「環境、エネルギー・資源」を主なテーマとした調査研究業務を行っているコンサルティング企業であるため、製造業や建設業等の業種と異なり業務遂行に伴う直接的な環境負荷は少ない。しかしながら、エコアクションの取組みにより、全従業員の環境意識が向上し、環境に配慮した活動が定着することにより事業所全体の環境負荷削減にも繋がっている。

当社の取組みは、二つの柱より成り立っている。

一つ目の柱は、事業所としての環境配慮のテーマに沿って、次の3項目の取組を実施している。

- 二酸化炭素排出量の削減（電力使用量の削減、燃料使用量の削減）
- ごみの削減とリサイクルの推進
- コピー用紙の削減

その他必須事項とされている水消費量については、必要最小限の飲料、台所での茶碗等の洗浄、トイレ用水が主であり、それらの使用量自体は少なく、しかもテナントビルに入居しているため実際の使用量を個別把握できないこともあり、特に目標設定はせず、従業員全員に節水努力を呼びかけることとしている。

また、化学物質は扱っていないため、対象外である。

二つ目の柱は、本業での環境配慮の取組みである。当社が行う調査研究業務では国際的な環境政策等の取組みも含め、地球温暖化対策に繋がるテーマも多く、こうしたコンサルティング業務自体の成果が環境改善に関係・寄与していると言えるため、この本業のさらなる充実・拡大を進めている。

る。また、業務成果の品質向上を目指し、平成27年2月にISO9001認証（適用は当社一部門限定）を取得し運用しているところである。

その他、環境コミュニケーションによる社会貢献については、横浜市内小学生を対象とした「環境絵日記」活動への協賛や北九州市環境ミュージアムにおける連続企画展の開催など環境関連のイベントへの参加・支援活動を継続している。

エコアクションの取組みを継続改善推進するために、全従業員への教育を定期的に行い、取組みの評価及び見直しを定期的に行い、その内容を環境経営レポートとしてまとめ、当社のウェブサイト上（<https://www.exri.co.jp/comp/environment>）に公表している。

一方、国内に複数の事業所を持ち、平成27年度からは全従業員数が100人を超えたこともあり、平成28年度から内部監査を実施している。なお、監査実施対象部門はローテーション制で継続している。

1. 組織の概要、対象範囲他

1) 事業所名及び代表者名

株式会社エックス都市研究所
代表取締役 大野 眞里

2) 所在地

本 社 〒171-0033 東京都豊島区高田二丁目17番22号 目白中野ビル6階
大阪支店 〒532-0011 大阪市淀川区西中島五丁目9番1号 新大阪花村ビル8階

北海道事務所 〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西七丁目2番地5 大通青木ビル6階

東北事務所 〒980-0021 仙台市青葉区中央二丁目7番30号 角川ビル5階

福島事務所 〒960-8035 福島市本町5番5号 殖産銀行フコク生命ビル8階

中部事務所 〒450-0008 愛知県名古屋市中区栄二丁目4番3号

TOSHIN広小路本町ビル1階

九州事務所 〒802-0005 北九州市小倉北区境町一丁目2番16号

十八銀行第一生命共同ビル9階

3) 環境関係の責任者および担当者連絡先

代表者（環境管理統括者）：取締役 藤崎 豊

環境管理責任者：管理・企画部門 山田 芳幸 E-mail：yamada@exri.co.jp

連絡担当者：EA21事務局 尾崎 太朗 E-mail：taro.osaki@exri.co.jp

4) 事業内容

「都市・地域社会」、「環境、エネルギー・資源」を主なテーマとしたコンサルティング業で、環境省、経済産業省等の中央省庁、学術研究機関、都道府県、市区町村等地方自治体、民間企業等から調査研究業務を受託して、その成果を提出する。

5) 事業の規模

資本金 30,000 千円

売上高 3,190 百万円（令和4年10月～令和5年9月）

従業者数 171名（うち正規従業員数153名）

事務所面積 1734.9m²

（内訳：本社1123.3m²、大阪支店236.6m²、北海道事務所59.4m²、東北事務所61.1m²、
福島事務所58.9m²、中部事務所124.9m²、九州事務所70.8m²）

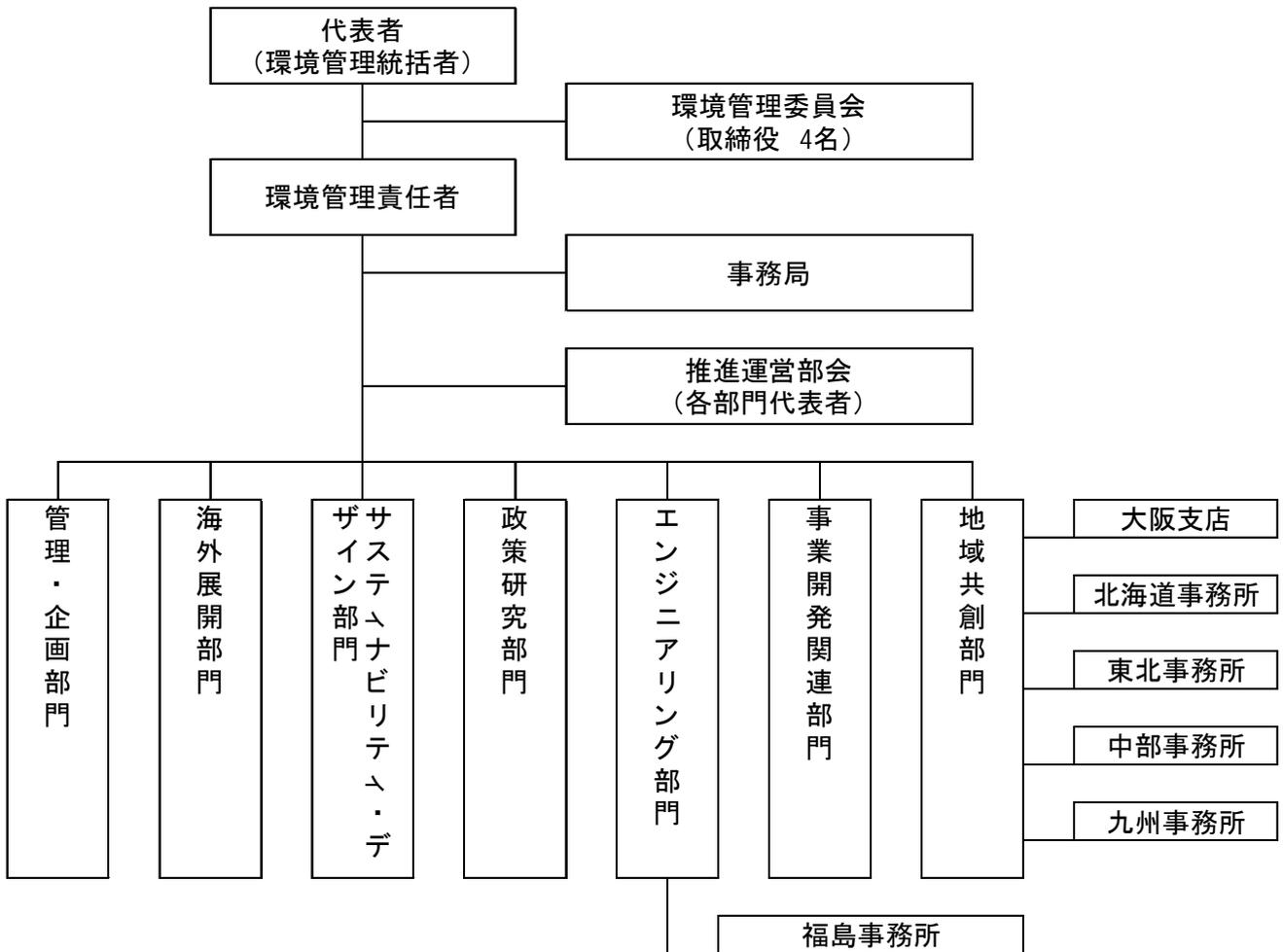
6) 事業年度

令和5年5月～令和6年4月

(ただし本レポートの対象期間は令和5年4月～令和6年3月)

7) 環境経営システム組織図

令和6年6月1日



8) エコアクション21関係者の役割、責任、権限

【役割・責任・権限表】

名 称	役割 ・ 責任 ・ 権限
代表者 (環境管理統括者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境経営に関する統括責任 ・ 経営における課題とチャンスを整理し、明確化 ・ 環境経営に関する方針（環境経営方針）を定め、誓約 ・ 効果的で必要十分な実施体制を構築 ・ 各自の役割、責任及び権限を定め、全従業員へ周知 ・ EA21 を運用し、維持するための経営資源を用意 ・ 環境経営全体の取り組み状況及びその効果を評価し以下の項目を含む総括的な見直しの実施及び必要な指示 <ul style="list-style-type: none"> ①環境経営方針 ②環境経営目標及び環境経営計画 ③実施体制 ・ 環境経営レポートの承認
環境管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境管理統括者補佐
環境管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境経営システムの運用統括 ・ 事務局、推進運営部会の統括 ・ 環境活動に関する部門長等への報告、指示 ・ 従業員への周知 ・ 各環境活動支援 ・ 環境への負荷と取組の状況を把握及び評価 ・ 環境関連法規などの取りまとめ、並びに遵守状況の評価 ・ 環境経営目標及び環境経営計画の策定、並びに達成状況・実施状況評価 ・ 問題がある場合の是正処置、予防処置 ・ 教育・訓練 ・ 環境コミュニケーション（内部、外部、環境経営レポート） ・ 環境上の緊急事態へ準備及び対応 ・ 緊急事態等の試行実施後及び発生後に、対応策の有効性検証及び必要に応じた改訂 ・ 環境経営方針、環境経営目標を達成するために、必要に応じて手順書を作成・運用 ・ 文書類を作成・管理 ・ 内部監査実施

事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・活動推進のための事務 ・環境関連の外部コミュニケーションの窓口 ・環境活動関連データなどの実績集計 ・環境経営レポートの作成、公開 ・環境負荷の自己チェック及び環境への取組みの自己チェックの実施 ・環境法規のとりまとめ、遵守評価の実施 ・環境経営目標、環境経営計画書の作成及びその確認、評価 ・従業員への環境活動の教育、周知徹底、報告等 ・内部監査実施、結果報告 ・常駐者を置く地方事務所の環境活動データ把握と経過観察等 ・常駐者を置かない地方事務所の環境活動の注意喚起、監視等
推進運営部会	<ul style="list-style-type: none"> ・環境活動の取組み推進に関する検討（事務局と一体で） ・環境活動の取組みの遂行管理（取組達成状況確認、教育、周知徹底等）
部門長、副部門長、部長	<ul style="list-style-type: none"> ・自部門における環境活動の徹底 ・本業での環境配慮への取組みの遂行管理（質の確保等）
グループリーダー、チームリーダー	<ul style="list-style-type: none"> ・自グループ・チームにおける環境活動の徹底 ・本業での環境配慮への取組みの遂行管理（質の確保等）
支店長・事務所長	<ul style="list-style-type: none"> ・各支店・事務所における環境経営システムの実行責任者 ・各支店・事務所における環境経営計画およびその実施結果に関する環境管理責任者への報告、連絡 ・各支店・事務所における環境経営計画の策定、周知、点検、改善計画の策定 ・本業での環境配慮への取組みの遂行管理（質の確保等）
全従業員	<ul style="list-style-type: none"> ・環境経営方針を理解し、環境への取組みの重要性を自覚して自主的・積極的に環境活動に参加 ・環境経営方針、環境経営目標及び環境経営計画の達成、並びに環境関連法規などの遵守に必要な取組を実施 ・環境経営方針、環境経営目標を達成するために、必要に応じて手順書を作成し運用

9) 認証・登録の範囲

全社を対象とする。

10) 環境経営レポート

対象期間 令和5年4月～令和6年3月

発行日 令和6年8月1日

2. 環境経営方針

基本理念

株式会社エックス都市研究所は、「都市空間・地域社会」、「環境、エネルギー・資源」の領域にかかるさまざまな課題解決のため、顧客に満足いただける「実践的な処方箋づくりや計画・プロジェクト形成、事業展開支援及び基礎調査研究」のサービスを提供することを通じて地球規模の環境保全のために貢献するとともに、これら事業活動に係る諸活動においても全従業員の参加により環境保全に配慮した活動に努め社会に貢献して参ります。

基本方針

株式会社エックス都市研究所は以下の方針に基づき、事業における活動、コンサルティングサービスを提供し、環境や社会への貢献を目指します。

1. 環境経営目標及び環境経営計画を定め、その実現を図るとともに、効果的、効率的な環境経営システムを構築し、継続改善に努めます。
2. 環境経営システムの構築・取組を適切に実行するために、従業員に必要な教育・訓練を実施して環境意識の向上に努めます。
3. 当社の事業活動にかかる環境関連の法規則を遵守するとともに、その他条例や地域との協定等、当社が受託する機関の要求事項に適切に対応します。
4. 当社が受託する業務において、環境に十分配慮して質の向上に努めるとともに、さらにクライアントと連携して実践や具体化を十分意識して取り組みを進めます。
5. 環境経営レポートを作成し、公表します。
6. 地球温暖化防止・資源の有効活用・生物多様性の保全・環境汚染の予防推進に努めるため、次の活動を推進します。
 - (1) 地球温暖化防止のための省エネルギー化の推進
 - (2) 循環型社会を目指した省資源及び廃棄物の削減、リサイクル活動の推進
 - (3) 循環型社会の形成や生物多様性の保全等に配慮したグリーン購入の推進
 - (4) 地域での環境コミュニケーションの一環としてコンサルティングサービス能力を活かした地域の環境配慮活動への貢献

平成30年9月1日

株式会社エックス都市研究所

代表取締役 大野 眞里

3. 環境経営目標

1) 環境負荷の削減（事業所としての取組み）の目標（令和4年度～6年度）

エコアクション21の取組みは13年目となるが、経年実績分析、新たな評価指標の検討結果に基づき基準年を令和3年度とし、令和4年度から令和6年度の目標設定を行った。これを整理したものは下表のとおりである。

表3-1 環境負荷の軽減（事業所としての取組み）の目標

取組み事項	単位	基準年	目標			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
CO2の削減※1		32,024	32,024	32,024	32,024	
	（うち、電力由来）	31,355	31,355	31,355	31,355	
	（うち、ガソリン由来）	670	670	670	670	
ごみ量の削減※2	可燃・不燃ごみ	kg/人	6.8	6.7	6.7	6.6
	資源ごみ	kg/人	18.9	18.7	18.6	18.4
コピー用紙（コピーカウンター数）の削減	千枚	1,711	1,711	1,711	1,711	

※1 CO2排出量〔kg-CO2〕の算定に供した排出係数は以下のとおり

①電力由来：

本社 [0.456]kg-CO2/kWh（東京電力）、大阪支店 [0.311]kg-CO2/kWh（関西電力）、北海道事務所[0.364]kg-CO2/kWh（伊藤忠エネクス）、東北事務所[0.488]kg-CO2/kWh（東北電力）、福島事務所[0.488]kg-CO2/kWh（東北電力）、中部事務所[0.388]kg-CO2/kWh（中部電力）、九州事務所[0.389]kg-CO2/kWh（九州電力）

<排出係数の参照先> 「電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)-R3年度実績-」 https://ghg-santei.kohyo.env.go.jp/files/calcr05_coefficient_rev4.pdf に示される電気事業者ごとの「メニュー別係数（残差）」

②ガソリン由来：[2.322] kg-CO2/L

※2 原単位〔kg/人〕の算定に供した人員数は次のとおり

<令和3年度：本社138名、大阪支店16名>

表3-2 目標管理対象事業所

取組事項	目標管理対象事業所
CO2の削減	全事業所（ガソリンについては、自家用車を保有する東北・九州事務所に限る）
ごみ量の削減	本社・大阪支店※3
コピー用紙（コピーカウンター数）の削減	全事業所

※3 地方事務所については常駐者が少なく定期的なごみ量把握ができていないため目標管理対象に含めない。
ただし、令和4年度以降地方事務所のごみ量把握の可能性を探り、可能な場合は次期目標に含めることとする。

2) 目標設定の考え方

(1) CO2 の削減

目標 電力由来、ガソリン由来の合計 CO2 排出量について、基準年度の実績値を 3 か年維持する。

考え方 電力使用量は令和 2 年度以降在宅勤務増加とともに下がり、以前よりも非常に低い値を示している。またガソリン使用量も同様に低い値を示している。今後の CO2 排出量の動向として、令和 7 (2025) 年までの中期経営方針で継続的な人員増加を企図していることは CO2 排出量の増加に働くことが考えられる上、国のコロナ対策も緩和の方向に向かっており、在宅勤務割合（令和 3 年度は全体平均で約 3 割）が今後低下する場合には CO2 排出量の増加につながりかねない。また、ガソリン使用量も業務内容により変動するので増加する可能性は否めない。以上のように、今後令和 3 年度の実績から CO2 排出量が増加する可能性は十分あるが、これについては現行以上の省エネ促進により収支をバランスさせ、令和 3 年度同等の十分に低い実績を維持することを目標とする。

(2) ごみ量の削減

目標 従業員 1 人当たりの数値で、可燃ごみ・不燃ごみについて前年度比 1 %削減、資源ごみについて前年度比 1 %削減とする。

考え方 ごみ量は可燃ごみ・不燃ごみ及び資源ごみともに令和 2 年度以降在宅勤務増加とともに下がり、以前よりも非常に低い値を示している。ただし、会社の積極的な施策により多少の削減余地は残されていると考える。したがって、令和 3 年度同等の十分低い実績をベースに毎年度 1 %減を達成することを目標にする。

(3) コピー用紙（コピーカウンター数）の削減

目標 コピーカウンター数について、基準年度の実績値を 3 か年維持する。

考え方 コピーカウンター数はペーパーレス化の進展とともに、平成 28 年から減少を続けてきたが、令和 2 年度に下げ止まった。（令和 3 年度のコピーカウンター数は平成 28 年度と比較すると半分以下に減少している。）今後の動向として、社内のペーパーレス化は限界に近く、コピーカウンター数は業務内容によって上下することが予測される。したがって、令和 3 年度同等の十分低い実績を維持することを目標にする。

3) 本業などにおける環境配慮の取組みの目標

引き続き、本業であるコンサルティング業務の内容充実、拡大を図ることにより、環境改善に寄与する。また、コンサルティング業務の成果品質の管理・向上を具体化していく。内部監査については引き続き実施していく。

さらに全従業員を対象にしたエコアクション 2.1 の取組みの周知徹底を継続的に図っていく。

4. 環境経営計画

1) 環境負荷の削減（事業所としての取組み）

事業活動に伴う環境負荷削減については、全従業員を対象にした社員全体会議を活用して報告・説明を行うとともに、適宜社内メールで情報提供や意識喚起を図る。

表 4-1 環境負荷削減における環境経営計画

取組事項	環境経営計画（全社、全従業員）
(1) CO2 の削減	<ul style="list-style-type: none"> 「脱炭素方針」を策定し、社内の脱炭素化及び社会の脱炭素化に貢献する方針を明確化する。 自社太陽光発電所を建設し、電力再エネ化を進める。 ガソリン消費量を抑えるために可能な場合は公共交通機関での移動を心掛ける。また運転時にはエコドライブに配慮する。 ノー残業デーを継続し定時退社を励行する。 WEB 会議を積極的に活用する。 照明用電力に関しては、個別スイッチによる点灯消灯の励行を継続推進する。不在エリアの消灯を徹底する。 空調用電力に関しては、室温を夏期 28℃、冬期 20℃に調整する（温度調節可能な事業所に限る）。また、補助空調は、個別スイッチにより適宜使用し、タイマー使用による消し忘れ防止等の無駄削減を継続推進する。
(2) ごみ量の削減	<ul style="list-style-type: none"> リサイクル可能な紙の分別回収を推進し、ごみ化を回避する。資源、ごみ（可燃、不燃）の分別の徹底、ごみ量の削減の呼びかけ等を継続推進する。 プラスチック容器（弁当容器等）の適正分別を徹底する。 産業廃棄物の適正処理とマニフェスト管理を実施する。
(3) コピー用紙の削減	<ul style="list-style-type: none"> 社内外の会議や各種手続きにおけるペーパーレス化を普及・促進する。 不要コピーの自粛に加え、両面コピー、裏面利用コピー、1/2 縮小コピーの励行等によりコピー使用枚数の削減を継続推進する。

2) 本業などにおける環境配慮の取組み

本業における環境配慮の推進、環境コミュニケーション及び社会貢献活動の推進、取組みの継続改善推進については次のとおりとする。

表 4-2 本業などにおける環境経営計画

取組事項	環境経営計画（全社、全従業員）
(1) 本業における環境配慮の推進	<ul style="list-style-type: none"> 環境配慮に関係する業務の内容の充実・拡大による環境改善面での貢献及びそれらの業務成果の質の向上を目指す。
(2) 環境コミュニケーション及び社会貢献活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ウェブサイト上で環境経営方針、環境経営レポートを公表（環境コミュニケーション）する。 内部コミュニケーションとして、社員全体会議等において E A 2 1 の活動報告を行う。 環境関連のイベント等開催への参加・支援を行う。（社会貢献）
(3) 取組みの継続改善推進	<ul style="list-style-type: none"> 関連の取組みを適切に実行するための教育・訓練を実施する。（全従業員）

	事者を対象に社内研修を実施するとともに、全従業員の意識喚起を適宜図る。必要に応じて個別指導も行う。 ・内部監査の実施。
--	--

5. 実績

1) 環境負荷の削減（事業所としての取組み）の実績

令和5年度の環境負荷の削減目標に対する各取組事項の実績は次表のとおりである。なお、目標値については令和3年度に設定した中期目標（3ヶ年）のうち、令和5年度の目標値とした。

令和5年度はCO2や可燃・不燃ごみの項目で多少超過がみられるが、概ね目標達成といえる。

表 5-1 環境負荷削減目標に対する各取組事項の実績と達成状況

取組み事項	単位	令和5年度		目標比 (%)	達成状況	
		目標	実績			
CO2の削減※4	kg-CO2	32,024	32,219	100.6%	△	
ごみ量の削減 ※5	可燃・不燃ごみ	kg/人	6.7	7.3	108.6%	△
	資源ごみ	kg/人	18.6	18.1	97.7%	○
コピー用紙（コピーカウンター数）の削減	千枚	1,711	1,504	87.9%	○	

※4 CO2排出量〔kg-CO2〕の算定に供した排出係数は以下のとおり

①電力由来：

本社 [0.456]kg-CO2/kWh（東京電力）、大阪支店 [0.311]kg-CO2/kWh（関西電力）、北海道事務所[0.364]kg-CO2/kWh（伊藤忠エネクス）、東北事務所[0.488]kg-CO2/kWh（東北電力）、福島事務所[0.488]kg-CO2/kWh（東北電力）、中部事務所[0.388]kg-CO2/kWh（中部電力）、九州事務所[0.389]kg-CO2/kWh（九州電力）

<排出係数の参照先> 「電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)-R3年度実績-」 https://ghg-santei.kohyo.env.go.jp/files/calcr05_coefficient_rev4.pdf に示される電気事業者ごとの「メニュー別係数（残差）」

②ガソリン由来： [2.322] kg-CO2/L

※5 原単位〔kg/人〕の算定に供した人員数は次のとおり

<令和3年度：本社138名、大阪支店16名> <令和4年度：本社137名、大阪支店17名>

<令和5年度：本社138名、大阪支店18名>

表 3-2（再掲） 目標管理対象事業所

取組事項	目標管理対象事業所
CO2の削減	全事業所（ガソリンについては、自家用車を保有する東北・九州事務所に限る）
ごみ量の削減	本社・大阪支店※3
コピー用紙（コピーカウンター数）の削減	全事業所

2) 本業などにおける環境配慮の実績

表 5-2 本業などにおける環境配慮の実績

取組事項	実績
(1) 本業における環境配慮の推進	・ 環境配慮に関係するコンサルティング業務の内容充実、拡大の継続
(2) 環境コミュニケーション及び社会貢献の活動の推進	・ ウェブサイト上で環境経営方針、環境経営レポートを公表 ・ 社員全体会議での E A 2 1 の活動報告 ・ 環境関連のイベント等への支援・参加
(3) 取組みの継続改善推進	・ 社員全体会議で教育・訓練を実施 ・ ごみ分別の徹底、消灯の呼びかけ ・ 内部監査を実施

6. 環境経営計画の取組結果と評価、次年度環境経営計画

1) 環境負荷の削減（事業所としての取組み）

(1) CO2 の削減

対象：全事業所

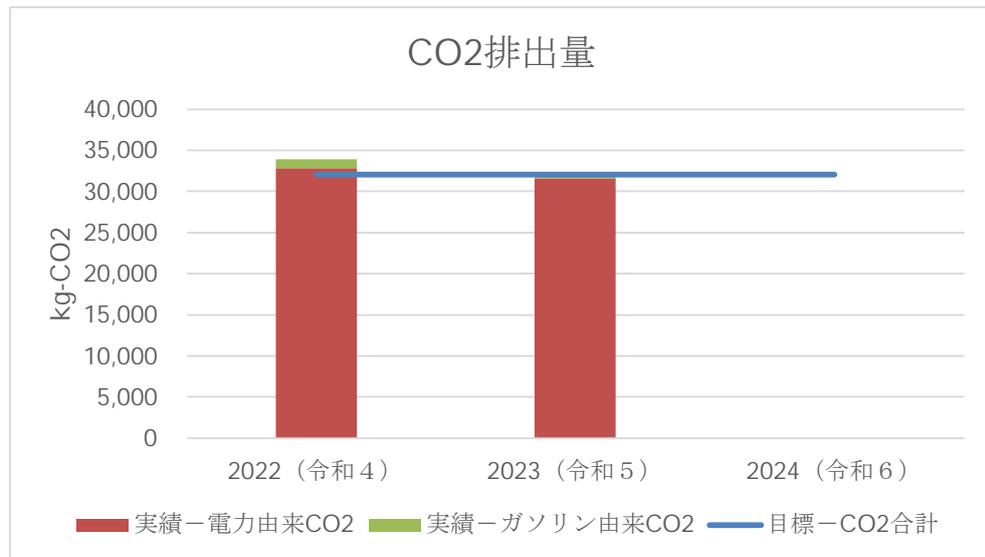


図 6-1 目標と実績 (CO2 の削減)

表 6-1 取組結果と評価、次年度環境経営計画 (CO2 の削減)

区分	内容
取組結果と評価	目標値をほぼ達成した（目標を 0.6%超過）。電力使用量については、昨年度よりも約 3%の削減ができています。要因としては、令和 5 年に本社サーバーの入れ替えを行い、大部分をクラウド化した。そのため、サーバー空冷のためのファンを 24 時間稼働させる必要がなくなったことが電力使用量減少につながったと考えられる。
次年度環境経営計画	引き続き CO2 排出量の変化を注視し、実態に合わせた対応を考えていく必要がある。なお、電力使用については、気象条件などの影響もあると考えられ、職場の

快適度とのバランスも考慮に入れながら、今後も節電努力を継続していく必要がある。ガソリン使用については、可能な範囲で公共交通機関の利用を促すとともに、社用車利用時にはエコドライブに配慮するよう周知に努める。

(2) ごみ量の削減

対象：本社・大阪支店

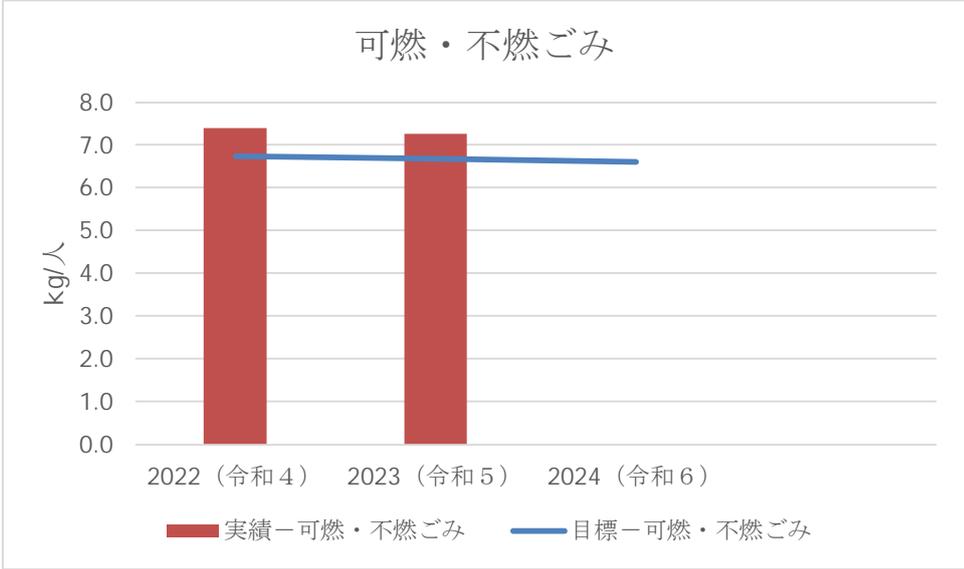


図 6-2-1 目標と実績 (ごみ量の削減—可燃・不燃ごみ)

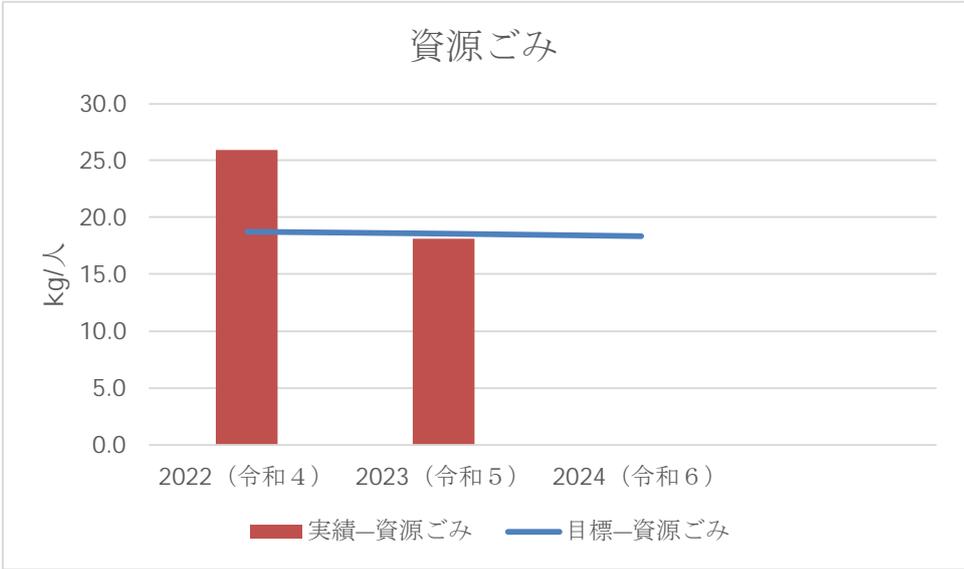


図 6-2-2 目標と実績 (ごみ量の削減—資源ごみ)

表 6-2 取組結果と評価、次年度環境経営計画 (ごみ量の削減)

区分	内容
取組結果と評価	資源ごみは目標値を達成したが、可燃・不燃ごみは目標値を若干上回る結果となった。大阪支店で大掃除があった昨年度と比較すると、可燃・不燃ごみ、資源ごみ双方で全体量は減っているが、可燃・不燃ごみの目標未達の要因としては、コロナウイルス感染症の落ち着きとともに、出社人数が増加したことにより各自の弁当ガラ等が増加したことも若干の増加要因と考えられる。

	<p>なお、ペットボトルのキャップ回収（エコキャップ）を継続しており、途上国の子供たちへポリオワクチンを提供している団体へ送付している。（今年度は1,032個を提供）</p>
次年度環境経営計画	<p>引き続きごみ量の変化を注視し、実態に合わせた対応を考えていく必要がある。</p>

(3) コピー用紙の削減

対象：全事業所

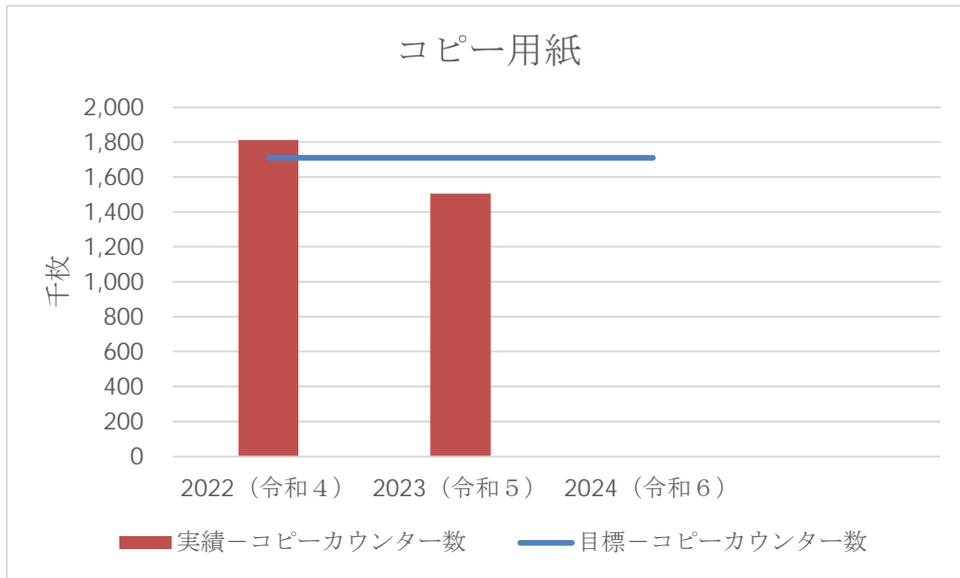


図 6-3 目標と実績 (コピーカウンター数)

表 6-3 取組結果と評価、次年度環境経営計画 (コピー用紙の削減)

区分	内容
取組結果と評価	<p>目標値を達成した。その要因として、本社でのコピー用紙削減が大きく寄与しており、業務内容に応じて大量に印刷を求められる場面が昨年よりも少なかったことが考えられる。</p>
次年度環境経営計画	<p>引き続き、会議のペーパーレス化や無駄な印刷をしないように取り組むことで目標達成を維持したい。</p>

2) 本業などにおける環境配慮

表 6-4 取組結果と評価、次年度環境経営計画（本業などにおける環境配慮）

区 分	内 容
取組項目	<ul style="list-style-type: none"> 本業等における環境配慮 環境コミュニケーション及び社会貢献の活動の推進 取組みの継続改善推進
取組結果と評価	<p>以下のとおり効果的な取り組みを実施できていると評価できる。</p> <p>本業における環境配慮（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方自治体向けの温暖化対策実行計画、資源循環関連の計画の作成 温暖化対策についての普及啓発、電力消費の実態調査 自宅への太陽光パネルやスマートメーターの設置促進支援 <p>環境コミュニケーション、社会貢献活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 横浜市の環境絵日記への協賛活動 北九州市のタカミヤ環境ミュージアムにおける市民への環境意識啓発となる企画展開催 地元の環境団体、資源循環部会や、脱炭素部会、生物多様性部会等に所属し、ビオトープの見学会などを実施 他の会社や商工会議所等の依頼に応じた温暖化対策や SDGs カードゲームなどの普及啓発活動
次年度環境経営計画	引き続き、温暖化対策やサーキュラーエコノミー、生物多様性等に関するコンサルティング業務及び社会貢献活動に取り組んでいく。

3) その他：電力再エネ化に関する取組み

(1) 再エネ 100 宣言 RE-Action への参加

- 当社は 2019 年より再エネ 100 宣言 RE-Action に参加し、次のように使用電力の再エネ化に関する目標設定を行い、外部に公表している。

【2020 年度 10%、2025 年度 50%、2030 年度 100%】



株式会社エックス都市研究所

東京都豊島区 2019年9月参加

目標年	2030年
中間目標	[2025年50%]
再エネ率	2019年度 0%、2020年度 10%、2021年度 22%、2022年度 33.0%

当社は創業来約50年にわたり、シンクタンク・コンサルティング企業として都市と環境における様々な課題解決に取り組んできました。当社では「脱炭素社会の実現」をスローガンに掲げており、RE Actionのように一企業として取り組めることを積極的に取り組むことはもちろんのこと、他の団体や社会全体の脱炭素化についても当社のコンサルティング能力をいかして共に取り組んでいきたいと考えています。

出典：<https://saiene.jp/latesttarget>

- 再エネ 100 宣言 RE-Action とは、企業等の団体が使用電力を 100%再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示し、再エネ 100%利用を促進する枠組み。

(2) 当社の電力再エネ化方法

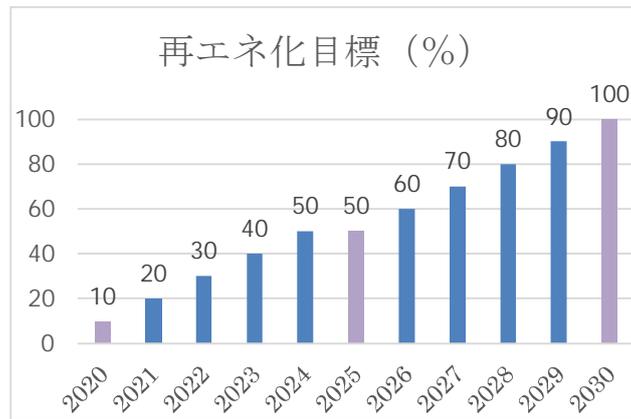
- 当社の電力事情
 - 当社はすべての事業所がテナントビルに入居しており、自社で電力会社の選択権が

ない状況である。なお、すべての事業所で一般の電力メニューを利用しており、自力での電力再エネ化は難しい。

- ・ 再エネ電力証書の活用（令和2年度～令和4年度）
 - そのような状況の中、電力再エネ化を行う方法としては令和2年度から再エネ電力証書による電力再エネ化に取り組んでいる。
 - なお、再エネ電力証書はグリーン電力証書又は再エネ由来Jクレジットのいずれかを利用することとしている。
- ・ 太陽光発電所の建設とバーチャルPPAによる再エネ化（令和4年度～現在）
 - ただし、再エネ電力証書による再エネ化は1つの有効策ではあるが、追加的に再エネを生み出す取り組みではないため、CSRの観点から追加性が乏しいことが懸念される。
 - そこで、令和5年3月に栃木県に太陽光発電所を建設し、稼働を開始した
 - 太陽光発電所により発電した電力については、電力価値を電力小売事業者に販売、環境価値を非FIT非化石証書化して自社の電力相当分を使用することで、実質再エネ100%を達成する。

（3）令和5年度 of 取組み

- ・ 電力再エネ化目標
 - 再エネ100宣言 RE-Action で宣言した目標に応じて、段階的に再エネ化率を引き上げることとすると、40%の電力再エネ化が必要になる。（下図参照）



■ 再エネ100宣言 RE-Action で対外的に公表している目標値

- ・ 取組み内容
 - 令和5年度（2023）は、太陽光発電所の運営によって得た「非FIT非化石証書」を当社全体の電力使用量と同量分権利行使することにより、目標を7年前倒しする形で**実質100%再エネ化を達成**した。

【参考】 当社の太陽光発電所のポイント

ポイント① 賃貸オフィスでの追加性ある取り組み

- ・ 調達手段の組み合わせにより、賃貸オフィスでの追加性を確保
- ・ 敷地外に自家発電（自社保有）した環境価値のみを、バーチャル PPA (V-PPA) の仕組みにより証書化し、自ら使用
- ・ 電力価値は小売電気事業者に相対契約して収入を得る

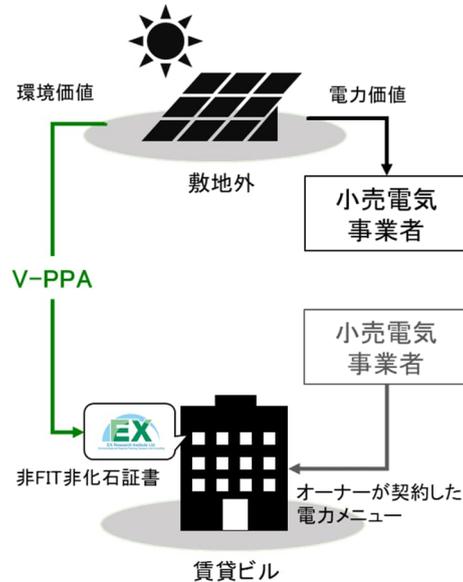


図 当社でのバーチャル PPA の仕組み

ポイント② リユースパネルの活用

- ・ サーキュラーエコノミーへの貢献、国内で再使用することで追加的な CO2 排出量削減にも寄与することを目的
- ・ 別の事業者のリパワリングにより取り外されたリユースパネルを調達

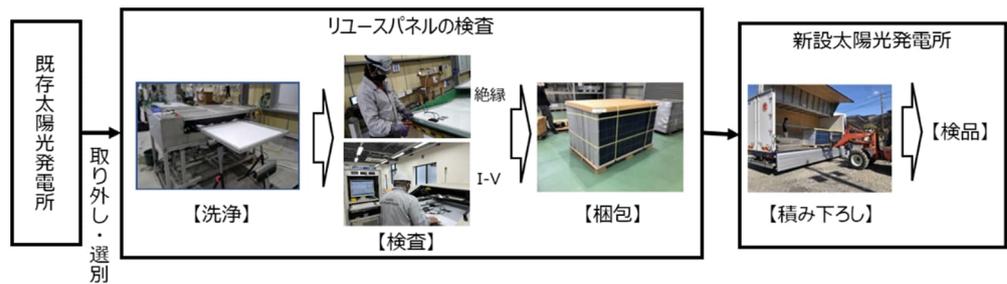


図 リユースパネルの調達から納品の流れ

7. 環境関連法規等の遵守状況他

当社はテナントビル内で事務的業務を営んでいるため、公害や化学物質等に直接関わる法令には関係しない。当社に関係する法令は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその関係条例（自治体）である。廃棄物に関しては、ビルの分別・排出システムに則って分別や排出抑制、再利用等への協力を実施しており、ビル全体で適正に処理処分が実施されていることも確認している。「環境基本法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「循環型社会形成推進基本法」、「資源有効利用促進法」、「省エネ法」などを廃棄物・リサイクルに関する背景・認識の理解のための参考としており、「グリーン購入法」に基づくグリーン購入や「環境配慮促進法」に基づく環境報告書（環境経営レポート）の作成・公表を実施している。

事務所内の整理等で一時的に大量の廃棄物が排出される場合は、当社独自に一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の許可を有する廃棄物処理業者に委託して処理処分を行うことがあり、令和4年度もそれに該当するケースがあった。なお、廃棄物処理業者との契約手続き、許可の写しやマニフェストの関係書類の管理などが適正に行われたことを確認している。

以上のとおり、当社の事業活動に関して、環境関連法令の違反はない。

なお、関係当局より法令違反等の指摘や行政指導を過去より現在まで受けたことはない。

8. 代表による全体評価と見直し・指示

環境経営方針について、従前からの方針を継続することを確認した。

実施体制について、組織の実態に即した体制に改められていることを確認した。

環境経営目標及び環境経営計画について、「都市・地域社会」、「環境、エネルギー・資源」をテーマにした調査研究業務を主な生業とする当社では、平成22年度から、エコアクション21に基づく環境負荷の削減と環境配慮の取組みを推し進めてきた。それ以降、従業員数、業務量、売上高は順調に増加し、これに伴う環境負荷の増加が懸念されたものの、評価指標の見直しも含めた取組みの継続・改善によって、環境負荷レベルを低く保つことができていると認識する。

令和2年度からは新型コロナウイルス対策として在宅勤務が大幅に拡大し、その結果としてCO2や廃棄物の大幅削減につながったと認識しており、現行の目標設定基準年としている令和3年度はとりわけ在宅勤務や客先会議のオンライン化の拡大による環境負荷低減効果が非常に高く表れた。令和4年度から3か年は、環境負荷の低かった令和3年度をベースとした非常にチャレンジングな目標設定を行った。令和5年度は昨年度と比較してすべての項目で環境負荷を低減することができた。一部の項目で目標に達しないものもあったが、引き続き環境負荷低減に関する意識啓発を進め、目標達成を目指す。

また、新たな取り組みとして、令和4年度から太陽光発電所建設に着手し、令和5年3月から稼働開始した。これにより、令和5年度の電力使用量について実質的に再エネ100%を達成することができた。また、令和5年度からは、サーキュラーエコノミーや生物多様性に関する団体への参加などを行っており、脱炭素のみならず多分野における積極的な取組みを進めていきたいと考える。

なお、令和6年度には災害等に対するBCP策定を計画している。災害時の社員の安全と事業継続性向上の観点で、かつエコアクションのガイドラインに適合する形でまとめたいと考える。